



平成 19 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・エックス・アイ
代表者名 代表取締役専務 船 越 尚 士
(コード番号 4313 東証第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 森 田 寛
(TEL. 06-6309-0228)
(URL <http://www.ixi.co.jp/>)

上場廃止のお知らせとお詫び

当社は、既にお知らせしております通り、平成 19 年 1 月 21 日に大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、平成 19 年 1 月 29 日に民事再生手続の開始決定を受け、同時に大阪地方裁判所は、再生債務者たる当社の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる処分（管理命令）を発し、弁護士小松陽一郎が管財人に選任されました。

今後は管財人により、当社の財産の管理・経営がなされ、倒産原因の調査、役員等関係者（もと役員等を含む）の責任追及、当社財産の調査・評定、再生債権の調査・認否、再生計画の策定等を行ってまいります（なお、簿外債務やいわゆる循環取引の存否・内容についても鋭意調査を行っており、できる限り早急に解明を図る所存ですが、当社の認識と取引先の認識が相違しているため事実認定が困難なことや、その判断に法的評価を伴うため、解決には暫く時間を要する見込みでございます。）。

当社の株式は、1 月 21 日の民事再生手続開始の申立により、2 月 22 日をもって上場が廃止となりますこと、また、このような事態に立ち至りましたことにつきまして、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に、まことに申し訳なく、衷心よりお詫び申し上げます。

今後につきましては、管財人指導のもと、社員一同全力を傾注し、皆様へのご迷惑を最小限に食い止めるため、粉骨砕身の努力をいたす覚悟でございます。

民事再生法による今後のスケジュールは下記の通りでございます。株主の方のお取り扱い方針につきましては、下記の再生計画案提出期限（但し伸長される可能性もございます。）までに決定させて頂く予定です。かかる点も含めまして、今後当社または管財人に重要な動きがございましたら、随時当社のホームページ等を通じて情報を開示してまいります予定ですのでよろしくお願い致します。

記

民事再生法による今後の予定

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ①再生債権の届出期間 | 平成 19 年 3 月 5 日まで |
| ②認否書の提出期限 | 平成 19 年 3 月 26 日 |
| ③再生債権の一般調査期間 | 平成 19 年 4 月 4 日から平成 19 年 4 月 18 日まで |
| ④再生計画案の提出期限 | 平成 19 年 5 月 14 日まで |

以 上